

拝啓 社長殿

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

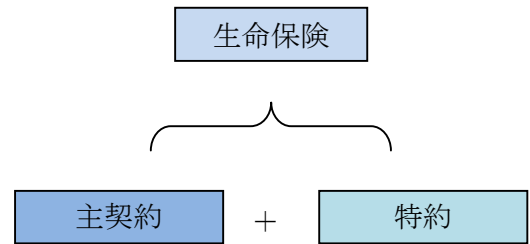
<http://www.asakura-office.net>



(諏訪湖のはくちょう丸)

<p>今回のテーマ</p>	<p>生命保険情報 第3号 個人向け生命保険の種類</p>	<p>AFP 前 嶋 真 理</p>
---------------	-----------------------------------	--------------------

生命保険には様々な商品がありますが、基本型は、「主契約」＋「特約」です。いろいろな機能の主契約と特約の組み合わせから多種多様な商品が成り立っていますので、商品内容を正しく理解するには、主契約や特約の種類を知ることが大切です。そこでまず基本となる主契約の種類について確認します。代表的な主契約の種類は、「定期保険」「養老保険」「終身保険」の3種類となります。



<p><定期保険> 定期保険は、保険期間（1年・5年・10年・15年・20年・25年・30年や、60歳満期など）が決まっています。この期間内に亡くなったときだけ、死亡保険金が支払われます。何事もなく保険期間が終わると、支払った保険料は1円も戻ってきません。ゆえに、一般的には「掛け捨て保険」と言われています。</p>	<p>定期保険</p>
<p><養老保険> 養老保険は、保険期間が10年・15年・60歳までなどがあり、この期間内に亡くなったときに死亡保険金が支払われます。何事もなく保険期間が終わると、満期保険金が支払われる為、貯蓄性の高い金融商品という位置づけになっています。</p>	<p>養老保険</p>
<p><終身保険> 終身保険とは、保険期間を限定せず、亡くなるまで保障が続く保険です。いつ亡くなくても死亡保険金は支払われますが、満期というものはなく、本人が保険金を受け取ることはありません。あくまでも、死亡したときに残された人に死亡保険金が支払われます。途中で解約すると、掛け金の一部が戻ってくることから、一般的には「貯蓄性の保険」と言われています。</p>	<p>終身保険</p>

※仕組図の■色は、将来の保険金・給付金の支払いに備えて積み立てられる部分を表しています。

その他主契約には、収入保障保険、生存給付金付定期保険、特定疾病保障保険、医療保険、ガン保険、利率変動型積立終身保険、こども保険、貯蓄保険、個人年金保険、変額保険、変額個人年金保険、介護保険などの種類があります。

また特約は主契約よりもさらに多種多様となっており、保険会社によって保障内容や給付条件などの細部で違いがあったりしますが、主な特約をその機能の違いによって分類すると次のようなものになります。

一定期間の死亡保障を厚くする特約

定期保険特約	保険期間は一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金が受け取れます。
家族定期保険特約	一定期間内に被保険者として定めた家族が死亡した時、死亡保険金が受け取れます。
収入保障特約 (生活保障特約)	死亡したとき以後、契約時に定めた満期まで年金が受け取れます。年金を受け取れる回数はいつ死亡するかによって変わります。
生存給付金付定期 保険特約	保険期間中に死亡したときに死亡保険金が受け取れ、生存していれば一定期間が経過するごとに保険期間の途中で生存給付金が受け取れます。
特定疾病保障特約	ガン、急性心筋梗塞、脳卒中の3大成人病により所定の状態になった時、生前に死亡保険金と同額の特定疾病保険金が受け取れます。

不慮の事故による死亡・障害状態に備える特約

災害割増特約	不慮の事故または特定感染症で死亡したとき、主契約の死亡保険金に上乗せして災害死亡保険金が受け取れます。
傷害特約	不慮の事故または特定感染症で死亡したとき、主契約の死亡保険金に上乗せして災害死亡保険金が受け取れます。また、不慮の事故で所定の障害状態になったときは、障害の程度に応じて障害給付金が受け取れます。

入院、手術、通院など病気、ケガの治療全般に備える特約

疾病入院特約	病気で入院したときに、入院給付金が受け取れます。また、病気や不慮の事故で所定の手術をしたときに、手術給付金が受け取れます。
災害入院特約	不慮の事故で入院したときに、入院給付金が受け取れます。
長期入院特約	病気や不慮の事故で長期の入院をしたとき、所定の入院給付金が受け取れます。
通院特約	入院給付金の支払対象となる入院をして、退院後、その入院の直接の原因となった病気やケガの治療を目的として通院した場合に通院給付金が受け取れます。

特定の疾病や損傷の治療に備える特約

成人病入院特約	ガン、脳血管疾患、心疾患、高血圧性疾患、糖尿病の5大成人病で入院したとき、入院給付金が受け取れます。
女性疾病入院特約	女性特有の病気（子宮、乳房の病気や甲状腺の障害など）で入院したときに、入院給付金が受け取れます。
ガン入院特約	ガンで入院したときに入院給付金が受け取れます。
特定損傷特約	不慮の事故により、骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療をしたとき、給付金が受け取れます。
介護特約	寝たきりや認知症によって介護が必要な状態になり、その状態が一定の期間継続したときに、一時金や年金が受け取れます。

その他の特約

身体に、「所定の症状・状態」が生じた場合などに、一時金で給付を受けられる特約が障害保障特約、疾病障害特約、重度慢性疾患保障特約などの名称で取り扱われています。

リビングニーズ特約

原因にかかわらず余命6か月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部または全部を生前に受け取れます。この特約の保険料は必要ありません。

※ 名称は保険会社によって異なることがあります

<p>今回のテーマ</p>	<p>税制改正情報 第5号 住宅ローン控除 その1</p>	<p>大久保 久美子</p>
---------------	-----------------------------------	----------------

住宅ローンなどを利用して、住宅を新築等したとき、一定の要件を満たせば所得税の控除を受けることができます。これがいわゆる「住宅ローン控除」で、住宅ローン減税、住宅借入金等特別控除などともいわれます。

所得税から住民税への税源移譲により、所得税額が減少することに伴い、住宅ローン控除額を控除し切れなくなり、住宅ローン減税額が減少する場が出てきました。そこで、住宅ローン控除の効果を確保することができるよう、平成19年及び平成20年に居住の用に供する場合について、控除率を引き下げたうえで、控除期間を延長する特例が創設されました。

この特例の創設にあたり、まずは、従来の制度を確認しておきましょう。今回は、住宅ローン控除の制度の概要と、制度の適用対象となる住宅等の要件についてみてみましょう。

1. 制度の概要

居住者が、

- ① 一定の要件に該当する居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得、又は既にその者の居住の用に供している家屋の増改築等をして、
- ② これらの家屋又は増改築等に係る部分を平成11年1月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供し、
- ③ (住宅の取得等の日から6ヶ月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。)
- ④ 引き続き居住の用に供している場合において、
- ⑤ その者がその住宅の取得等のための借入金等の金額を有するときは、

その居住の用に供した日の属する年以後一定の期間、居住年に応じて計算した金額を、その者の各年の所得税額から控除することができることとされています。

2. 対象となる家屋又は増改築等の要件

住宅ローン控除の適用対象となる家屋又は増改築等の要件は次のとおりです。

<p>①新築住宅の要件</p>	<p>イ. 床面積が50㎡以上であること ロ. その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専らその者の居住の用に供されるものであること</p>
<p>②既存住宅の要件</p>	<p>イ. その家屋が建築後使用されたことのあるものであること ロ. 床面積が50㎡以上であること ハ. その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専らその者の居住の用に供されるものであること ニ. その家屋が次のいずれかに該当するものであること (イ) 耐火建築物である場合には、築後25年以内のものであること (ロ) 耐火建築物以外の建物である場合には、築後20年以内のものであること (ハ) 地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること</p>
<p>③増改築等の要件</p>	<p>イ. 増改築等に係る工事に要した費用の額が100万円を超えること ロ. 増改築等した後の家屋の床面積が50㎡以上であること ハ. その床面積の2分の1以上に相当する部分が専らその者の居住の用に供されるものであること</p>

次回は、平成19年度改正で創設された特例についてみていきます。

今回のテーマ	相続対策シリーズ① 相続対策が必要な理由とは	税理士 朝倉 令子
--------	---------------------------	-----------

オーナー経営者や地主の方にとって、相続という問題は非常に大きな問題です。しかし、ご自分が所有する財産の評価額はどのくらいなのか、その財産に対する相続税はどのくらいなのかといったことは、不安になりながらも日々の忙しさにまぎれて後回しにしがちです。

しかも、相続に関することとなると、誰かに相談するにしても、個人の財産や家族間の思惑などもすべて明らかにしなければ確かなアドバイスを受けることはできません。加えて、相談される側も相続に関する知識があり、かつ相談者が信頼できる人でなければなりません。相続についての問題を解決するには、知識があり、かつ、信頼できる相談者を見つけることが一番といえます。

知識があり、かつ、信頼できる相談者を見つけることができれば、あとは、本人と家族が実行していく決断をしっかりとすることが一番大切なことではないでしょうか。

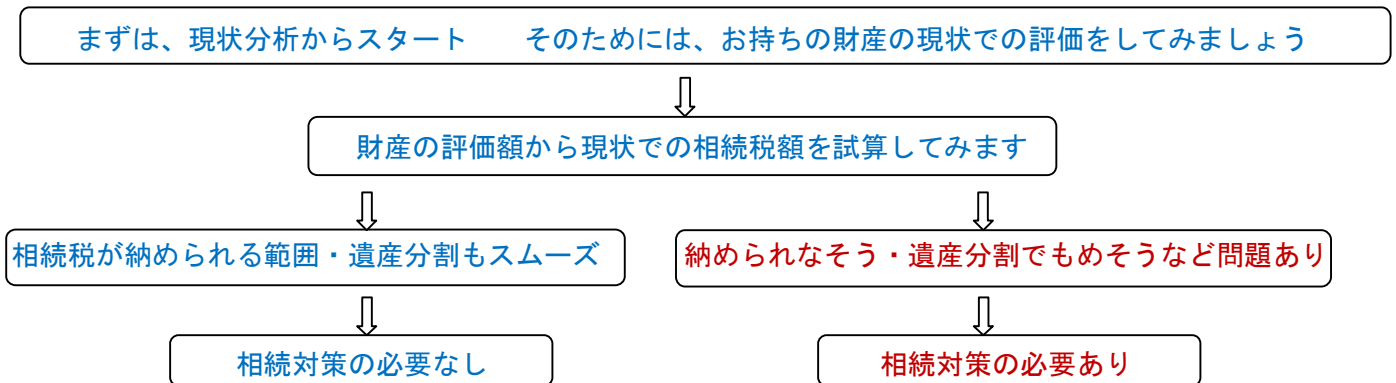
相続対策は、「相続税の節税対策」だけではありません。節税対策は、あくまでも相続対策の一部分にすぎません。相続対策で一番重要なのは、**遺産の分割をスムーズに行うこと**です。次に重要なのは、**相続税の納税資金の確保**です。この問題がクリアできれば、**節税対策**を進めていっても良いのではないのでしょうか。

この場合、相続税だけではなく、毎年の所得税対策や固定資産税などの保有税にも目を向けて対策を進めなければなりません。安易な相続税の節税対策をしたばかりに、借金だけが残ってしまったり、家族の絆が失われてしまったり、といったことにならないよう、バランスの取れた対策を進めることが重要です。

相続対策をすれば事業の承継がスムーズに進む、あるいは所有資産の有効活用ができる、さらには相続税の節税ができる、といったメリットが必ずあります。しかし、なかなか実行に移せずに時間ばかりが過ぎてしまうというケースが非常に多いのです。相続対策をした人としなかった人では、相続税の節税という問題だけでなく、事業の承継の問題や所有資産の活用方法等についても、やはり違いが現れます。事前の準備や対策はとても大切なことなのです。一度、真剣に相続対策の実行を検討されてみてはいかがでしょうか。

まずは、現時点でのご自分の資産がどのくらいの評価で、その財産に対してどのくらいの相続税がかかるのか、この点から把握することが必要です。そのあと、将来の評価額の変動を見据えながら各種の対策を立ててみると良いのではないのでしょうか。

【相続対策の流れ】



次号の予告

- 1、法人向け生命保険の種類
- 2、住宅ローン控除の特例の創設
- 3、相続対策シリーズ② 遺産分割対策（もめないための対策）

(※尚、テーマについては変更になる場合もございますので、
ご了承下さい。)

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

